

青森市建築物エネルギー消費性能向上計画認定等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の実施に関し必要な実施要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(特定行政庁が定める図書)

第3条 施行規則第20条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 法律第14条第1項の規定による登録を受けた機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
 - 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
 - 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合又は法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級5又は等級6に適合している場合に限る。）を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し
- 2 その他所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。
- 一 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む建築物にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む建築物にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - 三 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以

下「試験等」という。)を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し

四 その他認定の審査において必要と認める書類

- 3 青森市手数料条例（平成 17 年条例第 82 号）4 許可等手数料表に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合すると認める場合とは、第 1 項に規定する図書を添付した場合とする。
- 4 法第 30 条第 2 項の規定（法第 30 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出を行う場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、任意の構造計算適合性判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第 4 条 施行規則第 20 条第 3 項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前条第 1 項第 1 号に掲げる適合証を添付する場合にあっては、各種計算書
- 二 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
 - イ 前条第 2 項第 1 号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - ロ 前条第 2 項第 2 号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（認定申請の取り下げ）

第 5 条 認定申請者が、認定申請を取り下げようとするときは、取り下げ書（第 1 号様式）を、市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第 6 条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請が、法第 30 条第 1 項の認定（同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 1 項の規定を含む。）の基準に適合しないと認めたときは、認定をしない旨の通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（取りやめる旨の申出）

第 7 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめようとする

きは、取りやめる旨の申出書（第 3 号様式）に、認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（建築工事の完了報告）

第 8 条 法第 32 条の規定に基づき、認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに完了した旨の報告書（第 4 号様式）に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。

（認定の取り消し通知）

第 9 条 市長は、法第 34 条の規定により認定を取り消す場合は、認定取消通知書（第 5 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（報告の徴収）

第 10 条 市長は、法第 32 条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、状況報告書（第 7 号様式）を市長に提出するものとする。

（助言及び指導）

第 11 条 法第 7 条の規定による助言及び指導は、指示書（第 8 号様式）により行うものとする。

（改善命令）

第 12 条 市長は法第 33 条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（第 9 号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第 13 条 認定建築主は、施行規則第 25 条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第 10 号様式）に変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

（委任）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間は、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する登録建築物エネルギー

消費性能判定機関については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関とする。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

年 月 日

取 り 下 げ 書

青森市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく下記の申請については、これを取り下げます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第 年 月 号 日

認定をしない旨の通知書

様

青森市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく認定申請について、下記の理由により同法第 30 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。

（この通知に関する連絡先）

青森市都市整備部建築指導課 所在地：青森市中央 1 丁目 2 2－5 電話番号：017-752-8245

年 月 日

取りやめる旨の申出書

青森市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づき認定を受けた下記の建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、取りやめたいので申し出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第 年 月 日 号

完了した旨の報告書

青森市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた下記の建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	第 年 月 日 号 係員氏名

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 建築し又は登録住宅性能機関が交付した工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等を添付してください。
- 3 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第 年 月 日 号

認定取消通知書

様

青森市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条の規定により、下記のとおり同法第 30 条第 1 項の認定を取り消したので通知します。

記

認 定 番 号	第	号
認 定 年 月 日	年	月 日
(※) 確 認 番 号	第	号
確 認 年 月 日	年	月 日
建築主事の氏名		

1. 認定建築主の氏名又は名称
2. 認定建築主の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 理由

(※) は法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。

（この通知に関する連絡先）

青森市都市整備部建築指導課 所在地：青森市中央 1 丁目 2 2－5 電話番号：017-752-8245

第 年 月 日
号

報告を求める旨の通知書

様

青森市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 32 条の規定により、下記の認定について、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告を求める内容
- 5 報告の期限

年 月 日

状 況 報 告 書

青森市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で通知のありました認定について、下記のとおり状況報告
します。

記

以上

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告を求められた内容（「報告を求める旨の通知書」の記の 4 から転記）

5 報告内容

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

注 1 ※印欄には、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第 年 月 号
日

指 示 書

様

青森市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 7 条の規定により、下記のとおり必要な指導及び助言を示します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 指導及び助言の内容

青市達建指 号
年 月 日

改 善 命 令 書

様

青森市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 33 条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善に必要な措置の内容
- 5 改善の期限

教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。

（この命令に関する連絡先）

青森市都市整備部建築指導課 所在地：青森市中央 1 丁目 2 2－5 電話番号：017-752-8245

軽微な変更届

青森市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた下記の建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、同法施行規則第 25 条に規定する軽微な変更がありますので届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更する記載事項（ここに書き表せない事項は、別紙に記載の上添付してください。）

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。